

# 八幡浜地区施設事務組合定年退職者等の暫定再任用に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕  
規 則 第 3 号

改正

(総則)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 7 号）第 2 条において準用する八幡浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年八幡浜市条例第 2 3 号）附則第 3 条から第 6 条までに規定する者の暫定再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 定年退職者等の暫定再任用については、八幡浜市定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和 5 年八幡浜市規則第 1 1 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。